

情報告知板

「ご存知ですか？」 クーリング・オフ制度

消費者が訪問販売や電話勧誘販売で契約した商品や役務（法律で定められたもの）について必要ないと思った場合、法定の契約書面を受け取った日から8日間以内であれば、クーリング・オフ（無条件で一方的な申し込みの撤回や契約の解除）ができます。

方法は、ハガキに記載のうえ押印し、証拠が残るように両面をコピーして、配達記録郵便等で送ります。クレジット契約をしている場合は、クレジット会社にも同様に通知します。

【消費生活相談窓口】

鹿児島県消費生活センター
TEL 099-224-0999
大崎町役場まちづくり推進室
TEL 099-476-1111
(内線221)

「ふれあいカードが誕生しました！」

消費者の皆様のお陰により、今年で25周年を迎えた大崎町スタンプ会のチップ券が、12月1

日より使いやすくて便利な「ふれあいカード」に生まれ変わりました。

100円のお買上ごとに1ポイント差し上げ、500ポイントで色々な特典が受けられる満点カードとなります。「ふれあいカード」をよろしく願います。

なお、只今お手持ちの満点になったチップ台紙の利用や、満点台紙に満たない端数のチップ台紙のポイントへの打ち換えは、平成20年1月31日までできます。平成20年2月1日からはできませんので、ご了承ください。

【お問い合わせ先】

大崎町商工会議所
TEL 099-476-0136



福祉の職場就職面談会

のご案内

福祉の職場へ就職を希望する一般の方および学生（高校生以下を除く）を対象に、「福祉の職場就職面談会」を開催します。当日は会場内に、求職登録・

情報提供・各種相談コーナーも設置しています。

参加費は無料で、当日受け付け（事前予約不要）です。

【期 日】

平成20年2月10日(日)

13:00～16:00まで

【場 所】

鹿児島県青少年会館

鹿児島県社会福祉協議会

TEL 099-258-7888

【お問い合わせ先】

法定調書の提出は

1月31日まで

給料、報酬、不動産の使用料等を支払った場合には、支払い先の住所、氏名、支払い金額等を記載した源泉徴収や支払い調書等（総称して「法定調書」といいます。）を税務署に提出することになっています。

この法定調書は、利子、配当等の一部を除き、一年間の支払い分を取りまとめて提出するもので、平成19年中の支払いに係る法定調書の提出は、平成20年1月31日(木)までとなっていますから、記載誤りのないよう正確に記載し、期限までに提出してください。

なお、法定調書の提出については、「国税電子申告・納税シス

テム(e-Tax)を利用して提出するための手続き等、詳細については、ホームページをご覧いただくか、最寄りの税務署（資料情報担当者や税務相談室）にお尋ねください。

【お問い合わせ先】

大隅税務署

TEL 099-482-0007

鹿児島県税務相談室

TEL 099-255-8118

検察審査会って

どんなところ？

検察審査会とは、検察官が被害者を裁判にかけなかったこと（不起訴処分）のよしあしを審査することを主な仕事とするところで、選挙権を有する国民の中から「くじ」で選ばれた11人の検察審査員によって組織されます。

検察審査会で審査した結果、さらに詳しく捜査すべきである（不起訴不当）とか、起訴すべきである（起訴相当）という議決があった場合には、検察官は、この議決を参考にして、事件を再検討することになります。検察審査会は、刑事司法に国民の健全な良識を反映させることを目的としたもので、これまでも数多くの方が検察審査員として活動されています。

(広告)

おかげ様で創業80周年 一級技能士の店 TEL 476-0245 三文字
476-3198 国道沿

信用と技術の店
たたみの事なら…

大地たたみ店

表替；朝出して夕方完成

野方地区は入木田輝夫さん(TEL 478-2337)でもお取次ぎ致します。